

公立大学法人横浜市立大学世界大学ランキング TOP200 大学留学支援奨学生事業実施要綱

制 定 令和 6 年 4 月 1 日
最近改正 令和 7 年 10 月 7 日

(目的)

第1条 この要綱は、世界トップレベルの大学に留学し、世界中から集まった優秀な学生と切磋琢磨しながら高度な教養や専門性を身につける学生に奨学生を給付し、横浜からグローバルに活躍する人材の育成及び輩出を推進することを目的として設置された「世界大学ランキング TOP200 大学留学支援奨学生（以下、「奨学生」という。）」事業の実施について定めるものとする。

(対象者)

第2条 奨学生給付事業の応募対象となる者は、本学の学部生及び大学院生のうち次の各号を満たす者とする。

- (1) 本学公式プログラムのセメスター留学または交換留学に応募する学生
- (2) 応募時直近5年のQS世界大学ランキングまたはTHE世界大学ランキングにおいて上位200位以内に入っている大学に留学する学生

(申請方法)

第3条 申請を希望する学生は、公立大学法人横浜市立大学グローバル教育推進委員会規程に基づくグローバル教育推進委員会が別に定める「募集要項」に基づき、所定の期日までに「世界大学ランキング TOP200 大学留学支援奨学生申請書」（第1号様式）に必要書類を添えてグローバル推進室に提出しなければならない。

(対象者の決定及び通知)

第4条 グローバル教育推進委員会は、前条の申請に基づき選考を行い、推薦者を決定する。

- 2 理事長は、グローバル教育推進委員会の推薦に基づき、予算の範囲内で対象者を決定する。
- 3 理事長は、前条の申請者に対し、「世界大学ランキング TOP200 大学留学支援奨学生決定通知書（第2号様式）」により、通知する。

(参加の期間及び身分)

第5条 派遣期間等を変更する場合は、「世界大学ランキング TOP200 大学留学支援奨学生変更申請書（第3号様式）」（以下「変更申請書」という。）を提出しなければならない。

(提出書類)

第6条 参加学生は、派遣前、派遣中、帰国後に、別に定める長期留学プログラムに準ずる書類を提出しなければならない。

(奨学生の返還)

第7条 第4条により奨学生の給付を受けた者は、次の各号のいずれかに該当するときは、給付された奨学生の一部又は全額を返還しなければならない。

- (1) 第2条に定める留学への参加が実現しなかったとき
- (2) 実績が、奨学生の額を下回ったとき

(3) 精算のための書類提出や報告義務を怠ったとき

(4) 申請内容と異なる奨学金の使用を行ったとき

2 前項に該当するときは、帰国後 1 か月以内に精算手続きをしなければならない。

(実施の細目)

第 8 条 この要綱に定めるもののほか、奨学金に関する必要な事項は、グローバル教育推進委員会が別に定める。

2 この要綱に定める奨学金の給付に関する事項は別に定める。

附 則

この要綱は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する

附 則

この要綱は、令和 7 年 10 月 7 日から施行する

(第1号様式)

年 月 日

世界大学ランキング TOP200 大学留学支援奨学金申請書

公立大学法人横浜市立大学理事長 様

私は、世界大学ランキング TOP200 大学留学支援奨学金に応募したく、
必要書類を添えて申請します。

(所 属)

(学籍番号)

(ふりがな)

(氏 名)

(第2号様式)

グ 第●●号
令和●年●月●日

●● ●● 様

公立大学法人横浜市立大学
理事長 近野 真一

世界大学ランキング TOP200 大学留学支援奨学金決定通知書（通知）

グローバル教育推進委員会による審査の結果、世界大学ランキング TOP200 大学留学支援奨学金の支給が決定したのでお知らせします。

1 合格プログラム

2 奨学金額 ●●円

3 交付時期 令和●年●月（予定）

4 条件

- (1) 提出書類の期限を守り、報告義務を遂行すること。
- (2) 当該プログラム以外の用途に使用しないこと
- (3) 不正が認められた場合には、奨学金の一部または全部を返還すること。

担当 グローバル推進室
電話 045-787-2027

(第3号様式)

年 月 日

世界大学ランキング TOP200 大学留学支援奨学金変更申請書

公立大学法人横浜市立大学理事長 様

標記について、下記の変更を申請します。

(1) 留学計画変更

①期間の変更 (新期間：)

②留学先変更 (新留学先：)

(2) 上記以外の変更

内容 ()

(3) 中止・中断

理由 ()

(所 属)

(学籍番号)

(ふりがな)

(氏 名)